

土砂災害(特別)警戒区域の指定が完了

府は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域28か所を新たに指定。これで全138地区2,209か所となり舞鶴市内全域の指定が完了しました。

市では、市民の皆さんの土砂災害に対する意識を高め、円滑に避難できるように区域の指定に合わせて、「土砂災害ハザードマップ」を作製し全戸配布しています。

なお、指定された区域は府ホームページでも確認できます。詳しくは右のコードから。
▶詳しくは、国・府事業推進課(☎66・1047)へ。



認知症徘徊者の早期発見へ 事前登録を始めます

急速な高齢化に伴い、認知症の高齢者が行方不明となるケースが全国的に多発しています。

市では、行方不明者を早期に発見し、家族の元に安全に戻ることができるよう、対象者の事前登録と「身元判明のためのグッズ」の配布をはじめます(無料)。また、GPS発信機の購入(レンタル含む)経費の補助も実施します。

事前登録を受け付け

【対象】認知症のある人または疑われる人
【登録方法】高齢者支援課か西支所保健福祉係の窓口で
【その他】登録情報は行方不明発生時の早期発見を目指すために舞鶴警察署と共有し、登録した人に、身元判明のためのグッズ(名札、キーホルダー、バッジ、反射ステッカー、アイロンで付けるシール)を配布。



▲身元判明のためのグッズのバッジ、名札、アイロンで付けるシール



▲靴に貼った反射ステッカー

GPS発信機の購入経費に補助(レンタル含む)

【補助限度】上限10,000円
【申請方法】高齢者支援課か西支所保健福祉係の窓口で



GPS 発信機

リーフレットとガイドブックを設置

認知症により行方が分からなくなった時の対応方法などを掲載したリーフレットや認知症の基礎知識・相談窓口、予防方法などを掲載したガイドブックを高齢者支援課や西支所保健福祉係、加佐分室に設置しています。

▶詳しくは、高齢者支援課(☎66・1012)か西支所保健福祉係(☎77・2253)へ。

固定資産税(償却資産)の申告をお忘れなく

償却資産を所有している事業者は、1月1日現在の状況を2月1日(月)までに申告してください。償却資産にかかる固定資産税は市税収入の約26%を占める大切な財源です。

申告はお早めに

期限直前になると窓口が大変混み合います。早めの申告にご協力をお願いします。また、地方税ポータルシステム「eLTAX」^{エルタックス}を利用しての電子申告もできます。

償却資産とは

法人や個人で工場・商店などを営んでいる人が、その事業に用いることができる機械・器具・備品などのことです(下表参照)。

業種	課税対象となる主な償却資産の例
各業種共通	パソコン、ルームエアコン、内装・内部造作、広告塔、ネオンサイン、自動販売機、太陽光発電設備、舗装路面など。
製造業	製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機など。
印刷業	各種製版機及び印刷機、断裁機など。
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、発電機など。
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台(島工事)、ゲーム機、両替機、ボーリング場用設備など。
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器など。
小売業	陳列棚・陳列ケース、日よけなど。
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポールなど。
医(歯)業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット)など。
クリーニング業	洗濯機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備など。
不動産貸付業	受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・扉・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備など。
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャンピーなど。

※小型特殊自動車(トラクター、乗用装置付きコンバインなどの農耕作業車や小型フォークリフトなどの小型特殊作業車等)は、軽自動車税での課税対象となります。本市税務課で登録届出を行ってください。

▶詳しくは、税務課(☎66・1027)へ。



地震に

備えましょう



東日本大震災からもうすぐ5年が経過します。東日本大震災後も大きな地震は発生しており、日本国内で震度5強以上の地震は東日本大震災翌日の3月12日から昨年の11月末までに、40回発生しています(気象庁震度データベースより)。

地震はいつどこで発生するか分かりません。東日本大震災の記憶を風化させないためにも、もう一度地震への備えを確認しましょう。

※震度5強は、たんすやテレビなどが転倒したり移動したりする強さの揺れです。



今からできる日ごろの備え

- ◆家族との連絡方法・集合場所の確認
- ◆非常時持出品、備蓄品の用意
- ◆家の内外の安全対策・点検
- ◆地震発生時に取るべき行動の確認(安全確保方法の確認など)



家具固定のすすめ

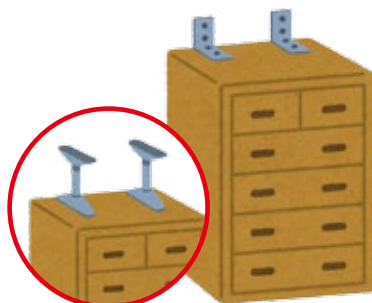
平成7年の阪神・淡路大震災では死者・行方不明者が6,000人を超えました。亡くなられた人の死因は、家屋の倒壊や家具の転倒による窒息・圧死などが約8割と知られています。

住宅が倒壊しなくても、たんすなど重い家具の下敷きとなり窒息してしまうケースがありました。また、もし家具の下敷きにならなかつたとしても、倒れた家具が戸をふさいで逃げられなくなることもあります。

地震が起こってから家具転倒防止をすることはできません。自分の命は自分で守るためにも家具の固定を実践しましょう。

理想は家具の固定

L字金具などで家具を固定しましょう。L字金具などが使えない場合は、突っ張り棒なども有効です。固定する際は、柱や桟が入っているところで固定するように気を付けましょう。



テレビなども凶器に

テレビや電子レンジが飛んだり落下したりして、大げがの原因となることもあります。テレビなども固定しましょう。



ガラスや陶器に注意

地震により割れたガラスや陶器が床二面に広がり、移動できなくなる場合があります。ガラスや陶器が割れないようにすることはもちろん、割れてしまった時でも移動できるように、スリッパなどを常備することが大切です。



どうしても固定できない...

理想は家具を固定することですが、家具の重心を下げたり、家具の下部前方に板を入れたり、壁にもたれ気味に置くだけでも、転倒の危険性が少し下がります。

重いものは下に、軽いものは上に。当たり前のことかもしれませんが、これでも転倒の危険性が下がります。

《危機管理・防災課》